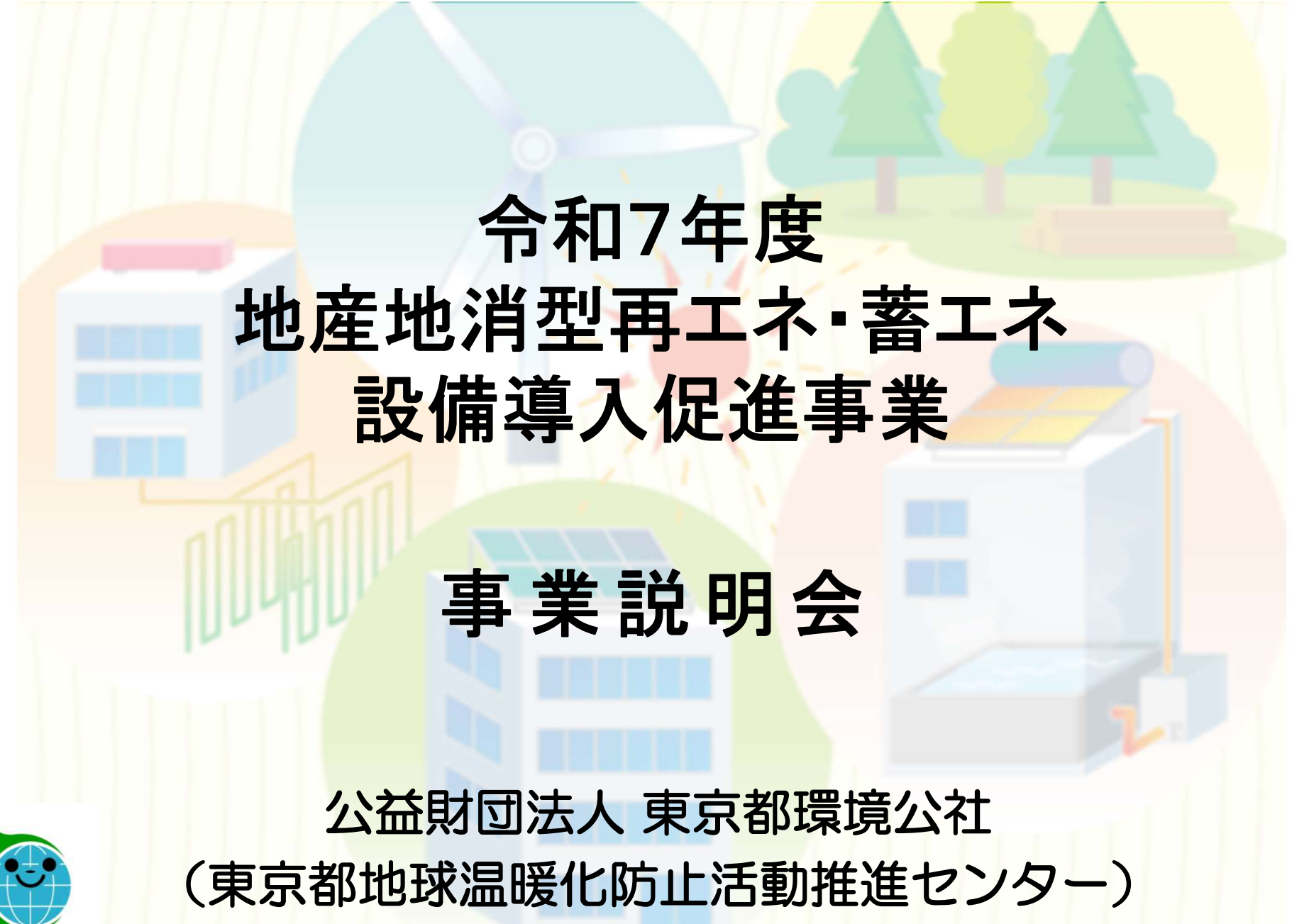




令和7年度 地産地消型再エネ・蓄エネ 設備導入促進事業

事業説明会

公益財団法人 東京都環境公社
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)





目次

1. 事業概要

2-1. 助成対象要件

2-2. 助成対象事業者

2-3. 助成対象設備

2-4. 助成対象経費他

2-5. 助成率・助成上限額

3-1. 申請の方法

3-2. 申請に関する補足

4. 審査について

5. 昨年度との変更点

6. その他事業のご紹介

7. お問い合わせについて

8. 事前のお問い合わせ

9. 事業説明会で寄せられたご質問と回答



1. 事業概要

【助成対象事業】

- ① 都内に地産地消型の再生可能エネルギー発電等設備を設置する事業
- ② 都内に地産地消型の再エネ熱利用設備を設置する事業
- ③ 都内に地域活性化につながる再エネ設備を設置する事業
- ④ 都内に蓄電池を単独で設置する事業
- ⑤ 都外に地産地消型の再生可能エネルギー発電等設備を設置する事業



1. 事業概要

【事業スキーム】



都の出えん金による基金造成

都は本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。

公社は基金を原資として①～⑤の助成対象事業を行う事業者等に対して、その経費の一部を助成します。

また、助成対象となる事業で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた事業今後、交付を受ける予定のある事業は助成対象外となります。



1. 事業概要

【目的】

「地産地消型再生可能エネルギー発電等設備（都内・都外）」、「地産地消型再生可能エネルギー熱利用設備（都内）」又は「蓄電池単独（都内）」を設置する事業者に対して、当該設備の設置に係わる経費の一部を助成することにより、温室効果ガスの排出削減及び電力系統への負荷軽減を図ること等を目的とします。



1. 事業概要

【地産地消型とは】

再生可能エネルギー発電等設備若しくは再生可能エネルギー熱利用設備を設置し、その設備から得られた電気又は熱を当該設置施設で消費すること。

再生可能エネルギー発電等設備 (都内・都外)

太陽光発電
風力発電
水力発電
地熱発電
バイオマス発電
蓄電池

再生可能エネルギー熱利用設備 (都内)

太陽熱利用
温度差熱利用
地中熱利用
地熱利用
バイオマス熱利用
バイオマス燃料製造※

※バイオマス発電又は熱利用設備と同時導入



1. 事業概要

【都内設置とは】

都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）に、地産地消型の再生可能エネルギー発電等設備又は再生可能エネルギー熱利用設備を設置し、当該設備から得られた再エネ電気又は熱を都内の特定の施設に供給し、当該施設で消費すること。

※再エネ設備の設置場所、消費場所ともに都内であることが条件です



1. 事業概要

【地域活性化につながる再エネ設備とは】

地域活性化につながる再エネ設備※を都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）に設置し、当該設備から得られた再エネ電気を都内の特定の施設に供給し、当該施設で消費すること。

※地産地消型再生可能エネルギー発電設備のうち、地域経済の活性化や地産地消によるレジリエンス向上等につながる営農型太陽光発電又は廃材等を利用したバイオマス発電設備及びそれに併設する蓄電池



1. 事業概要

【都外設置とは】

公社が定める要件に適合する地産地消型再生可能エネルギー発電等設備を**都外**（東京電力エリア内※）の特定の施設（住居の用に供する部分を除く）に設置し、当該設備から得られた電気を当該施設で消費すること。

加えて、当該設備から得られた電気の**環境価値**を助成金の対象となる者が都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）で**自ら利用すること**。

※東京電力エリア内

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県、静岡県（富士川以東）です。



1. 事業概要

【助成対象事業者】

民間事業者（民間企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等）

助成対象事業者の種別

①	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の要件を満たす民間企業（次頁参照）
②	個人事業主
③	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
④	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
⑤	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
⑥	医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
⑦	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
⑧	事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
⑨	法律により直接設立された法人
⑩	上記①から⑨までに準ずる者として公社が適当と認める者
⑪	①から⑩以外の民間事業者



1. 事業概要

【中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の要件を満たす会社及び個人とは】

「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」どちらかに該当すれば中小企業になります。

業種分類(日本標準産業分類)	要 件
① 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種(②～④を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は 常時使用する従業員の数300人以下
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下又は 常時使用する従業員の数100人以下
③ サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時 使用する従業員の数100人以下
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時 使用する従業員の数50人以下



1. 事業概要

【助成対象設備】

種別	助成対象
再エネ発電等設備	太陽光発電※1、風力発電、バイオマス発電、小水力発電等、再エネ発電設備と併設する蓄電池(都内・都外)※2※3
再エネ熱利用設備	太陽熱利用、地中熱利用、地熱利用、バイオマス熱利用等(都内)
蓄電池※2※3	単独で設置する蓄電池(都内) ※既設の再エネ発電設備へ新規に併設する場合も含む

※1 オプティマイザー、マイクロインバーター等の高効率化に資する機器も対象

※2 蓄電池は再エネ発電設備の発電容量×5時間分まで

※3 EVバッテリーをリユースする場合も対象



1. 事業概要

【営農型太陽光発電】

- 農地法(昭和27年法律第229号)に基づく一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業。

※営農が行われない等により、農地法に基づく一時転用許可が取り消された場合や更新が不許可である場合には、交付決定の取消しを受けることがあります。取消しを受けた場合において、助成事業者は、助成金の全部又は一部を公社に返還しなければなりません。



1. 事業概要

【助成対象経費に対する助成率・助成上限額】

助成事業	中小企業等※1	その他
都内再エネ発電等設備	再エネ発電設備 2/3以内 同時設置する蓄電池 3/4以内 (上限2億円※2、※3)	再エネ発電設備 1/2以内 同時設置する蓄電池 2/3以内 (上限2億円※2、※3)
都外再エネ発電等設備		
都内再エネ熱利用設備	3/4以内(上限2億円)	2/3以内(上限2億円)
都内地域活性化につながる再エネ設備※4		
都内蓄電池単独	3/4以内(上限900万円)	2/3以内(上限800万円)

※1 中小企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等

※2 都外設置の場合、再エネ発電設備の発電容量×1時間以上の蓄電池同時設置で
上限2億円、それ以外の場合は上限1億円

※3 同時設置の再エネ発電設備と合わせて

※4 営農型太陽光発電、廃材等を利用したバイオマス発電



1. 事業概要

【主な助成要件】

(都内・都外設置の共通)

- 助成対象設備が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第4項の認定を受けない(**FIT制度又はFIP制度において認定を受けない**)**地産地消を主たる目的**とした設備であること
- 蓄電池は定置用であること(可搬式は不可) など

(都外設置の場合)

- 助成率に応じて再生可能エネルギー発電設備で得られた環境価値を**証書化**し、処分制限期間まで都内の特定の施設で環境価値を利用すること。



1. 事業概要

【事業期間】

令和6年度から令和9年度まで

※ 助成金の申請は令和8年度まで

※ 申請受付は、**予算の範囲内**で毎年度行います。

【令和7年度申請期間】

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

※ 予算額に達し次第終了

【予算額】

91.3億円(令和7年度)



1. 事業概要

【注意点① 「住居の用に供する部分を除く。」】

※「住居の用に供する部分を除く。」について

- ✓ 再生可能エネルギーや蓄電池から得られた電力を、住居兼店舗（事務所等事業専用部）で使用する場合は、住居部分と店舗（事務所等事業専用部）部分での使用（電力契約）が**明確に分けられ、店舗部分（事務所等事業専用部）のみで消費することが確認できれば助成対象**となります。
- ✓ マンション等は、共用部やマンション内のコンビニ等で再生可能エネルギーや蓄電池から得られた電力を消費することを確認できれば助成対象となります（**住居部分で使用する場合は対象外**）。
- ✓ 高齢者施設等は、介護のサービス業として助成事業者になることができます。
- ✓ テナントビル等では、再生可能エネルギーを地産地消することが確認できれば助成対象となります。
- ✓ 同一電力契約内に社宅、社員寮、学生寮、教員寮等の住居部分が含まれる場合は、助成対象外となります。



1. 事業概要

【注意点② 住民説明会の実施】

	屋根設置	低圧(50kW未満) ※屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
説明会等の実施	△ (事前周知:任意)	○ (事前周知)	○ (説明会)

設置場所に再生可能エネルギー発電設備を設置する場合、再エネ設置地域における地元住民等の十分な理解が得られる事業である必要があります。

上記表に従い、再エネ設置地域の住民等を対象に、説明会又は事前周知を実施してください。(詳細は次ページ)



1. 事業概要

【注意点② 住民説明会の実施】(つづき)

<説明会>

下記の事項を説明してください。説明会には、助成対象事業者等が出席し、質疑応答の対応を含め、議事録等を作成して提出してください。

- ・再エネ発電事業計画の概要
- ・関係法令(条例を含む)の遵守状況
- ・再エネ発電設備の設置場所に係る所有権その他の使用の権原の取得状況
- ・再エネ発電事業の設置工事の概要
- ・関係者(主な出資者を含む。)に関する事項
- ・再エネ発電事業実施に伴う影響と予防措置(安全、景観、自然環境・生活環境、廃棄物等)
- ・その他事業実施にあたり周知すべきこと



2-1. 助成対象要件

(都内・都外設置の共通要件)

- 助成対象設備が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第9条第4項の認定を受けない(**FIT制度又はFIP制度において認定を受けない**)**地産地消を主たる目的**とした設備であること。
- 再生可能エネルギー発電設備の**年間発電量**が、当該設備を設置した施設の年間消費電力量の範囲内であること。

発電設備設置施設の
年間消費電力量

≥

年間発電量

※ 年間消費電力量の算出に当たっては、根拠資料(既築の施設の場合は、**電気事業者が発行する直近3ヵ月分の使用電力量**が記載されている書類)を交付申請時に提出してください。

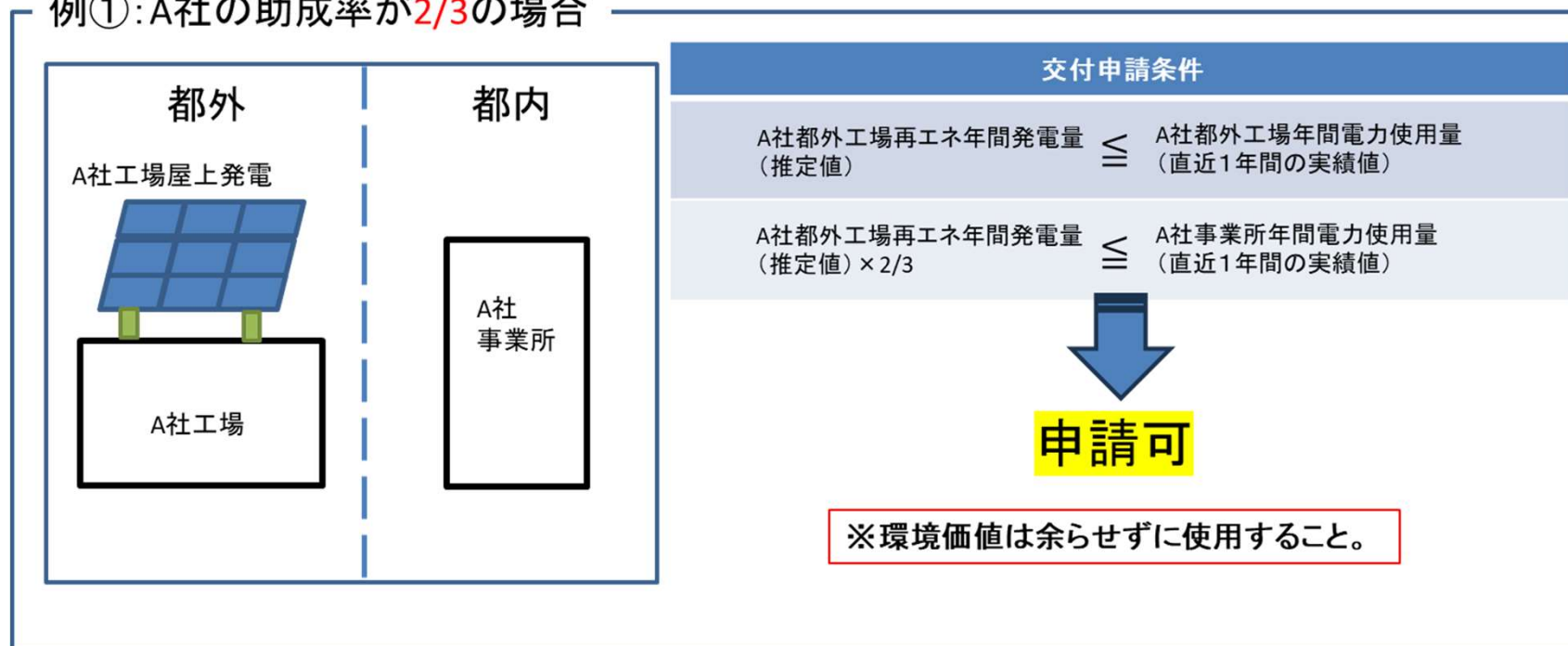


2-1. 助成対象要件

(都外設置の要件)

- 再生可能エネルギー発電設備で得られた環境価値を**年間発電量に助成率(助成額に関わらず、2/3あるいは1/2)を乗じた電力量に相当する分以上を証書化し、処分制限期間まで都内の特定の施設で環境価値を利用すること。**

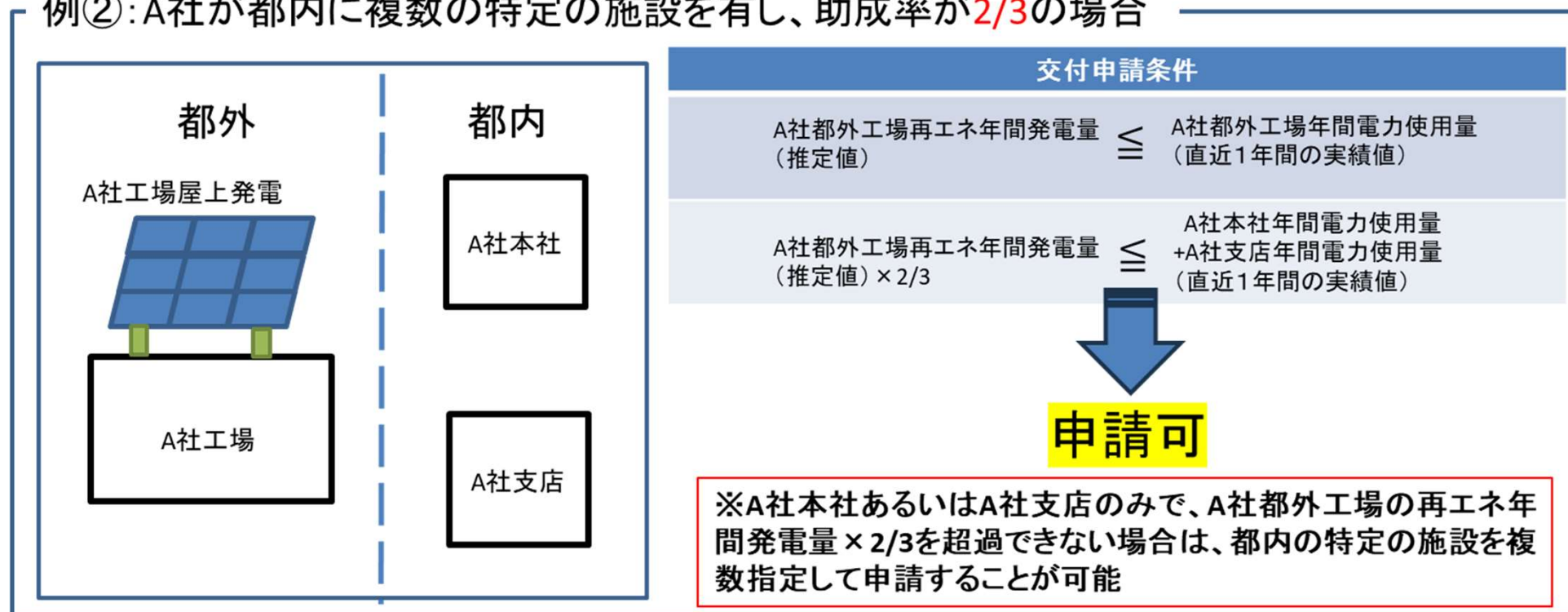
例①: A社の助成率が2/3の場合





2-1. 助成対象要件

例②: A社が都内に複数の特定の施設を有し、助成率が $\frac{2}{3}$ の場合

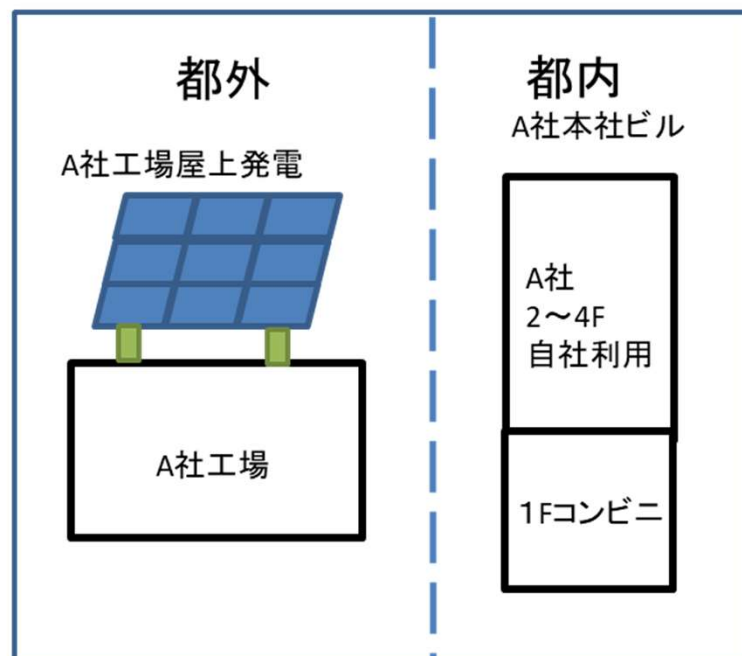




2-1. 助成対象要件

例③: A社所有の特定の施設にコンビニが賃貸入居し、助成率が2/3の場合

※1FコンビニはA社が所有するビルにテナントとして入居しており、電力使用量は個別に電力会社へ支払っている。



交付申請条件	
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値)	$\leq$ A社都外工場年間電力使用量 (直近1年間の実績値)
A社都外工場再エネ年間発電量 (推定値) $\times$ 2/3	$\leq$ 1Fテナントコンビニ年間電力使用量 + A社本社ビル2~4F自社利用 年間電力使用量
	
申請不可	
※環境価値を他社に引き当てるのは、助成対象外	



2-1. 助成対象要件

(**都内**に営農型太陽光発電を設置する場合の要件)

➤ 以下の要件をすべて満たすこと。

	要件
ア	農林水産省が制定する営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン(最新版)を遵守すること。 また、パネル下部の農業生産において、1年目から収穫・販売に努めること。
イ	発電事業者は、農地の所有権又は営農するための権利を有していること。ただし、別に定める要件を満たす場合は、この限りでない。
ウ	発電事業者と営農者が異なる場合は、共同で交付申請を行うこと。
エ	農業用途で優先的に電力を消費するよう努めること。
オ	営農者は、東京都GAP認証制度若しくは東京都エコ農産物認証制度の取得又は農産物の環境負荷低減に関する評価・表示ガイドライン(農林水産省)に基づく環境価値負荷低減の「見える化」の取組に努めること。

※イの項目において一定の関係性がある以下のような場合も例外として認める。

- ・発電事業者が営農者又は土地所有者と同一のグループ会社
- ・発電事業者が営農者を含むSPC
- ・リースを活用する場合、発電設備のリース使用者が営農者
- ・その他公社が営農者と発電事業者に一定の関係性があると認めるもの



2-1. 助成対象要件

(地域活性化につながる再エネ設備の共通要件)

- 再エネ設置地域の自治体又は自治会等との間で、実施要綱第4条第1項第三号に規定する地域活性化につながる再エネ設備又はそれに併設する蓄電池に設けられた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、非常時における助成対象設備の利活用に係る協定を締結すること。
- 再エネ設置地域との関係構築要件として以下のいずれかを満たすものであること。

	要件
ア	再エネ設置地域の教育機関等において環境教育を実施すること。
イ	再エネ設置地域における雇用の創出を図ること。 (例: 施工又は維持管理を再エネ設置地域事業者に担わせる等)
ウ	その他公社が認める再エネ設置地域との関係構築を行うこと。



2-1. 助成対象要件

(地域活性化につながる再エネ設備の要件)

- 営農型太陽光発電を設置する事業の場合は、先に紹介したスライド24の要件を全て満たすこと。
- 廃材等を利用したバイオマス発電設備を設置する事業の場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

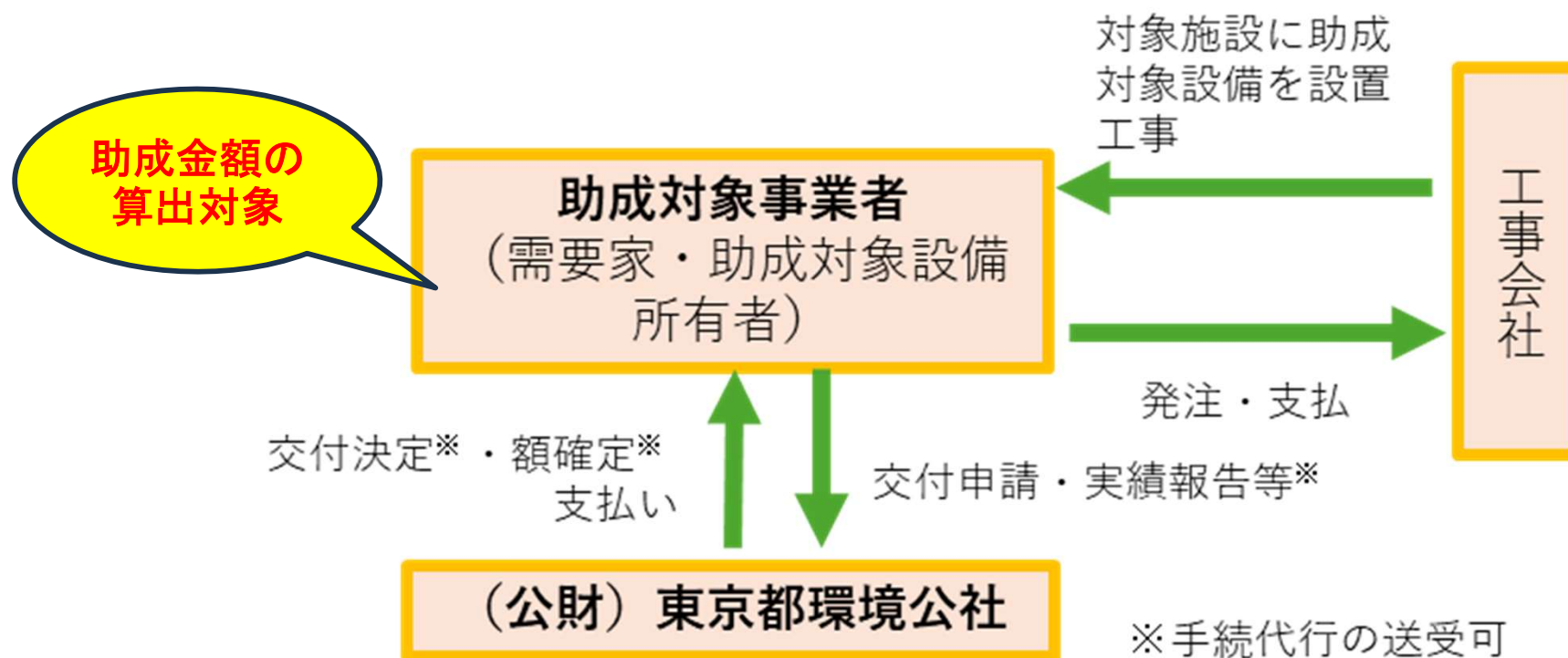
	要件
ア	バイオマス依存率のうち、再エネ設置地域から発生した廃材等が60%以上であること。



2-2. 助成対象事業者

◎都内設置・蓄電池単独設置・地域活性化

(1)「自己所有」

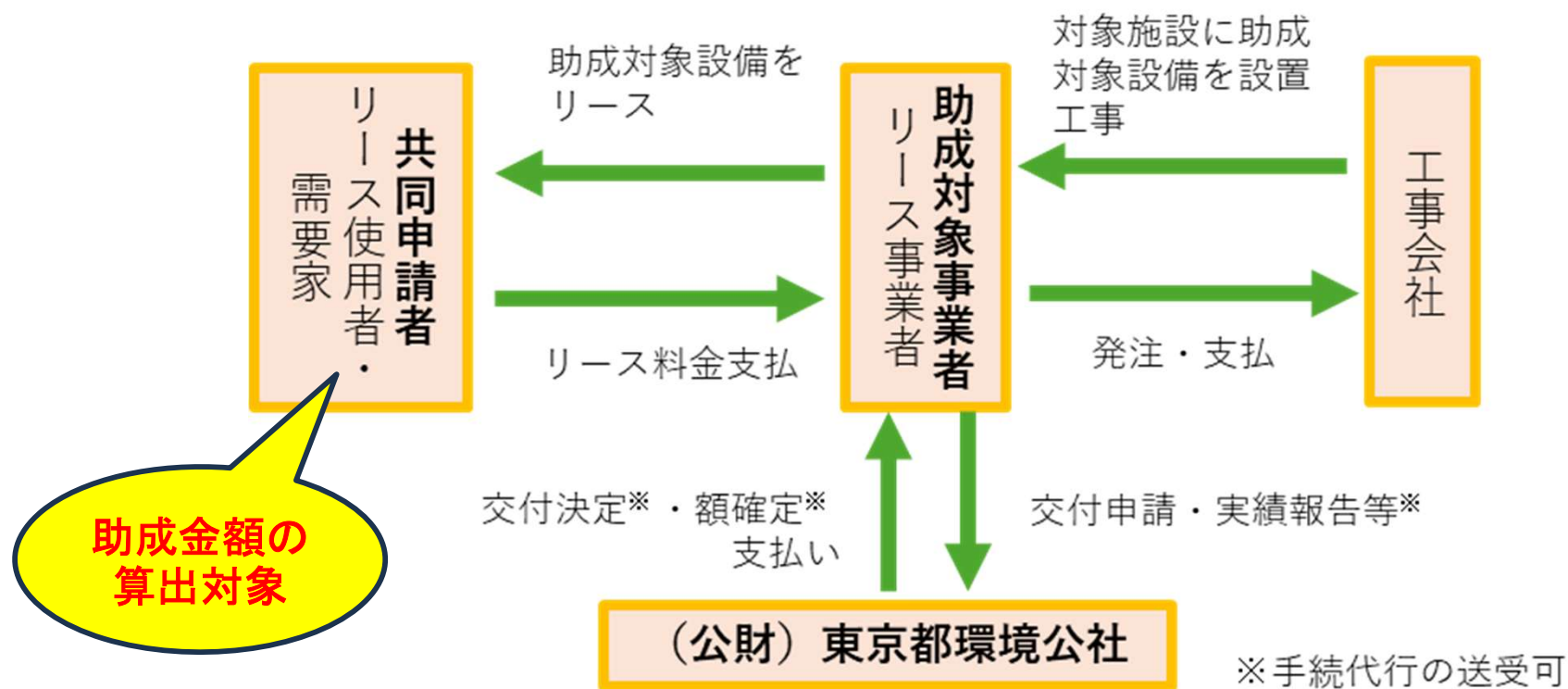




2-2. 助成対象事業者

◎都内設置・蓄電池単独設置・地域活性化

(2)「リース事業者所有」

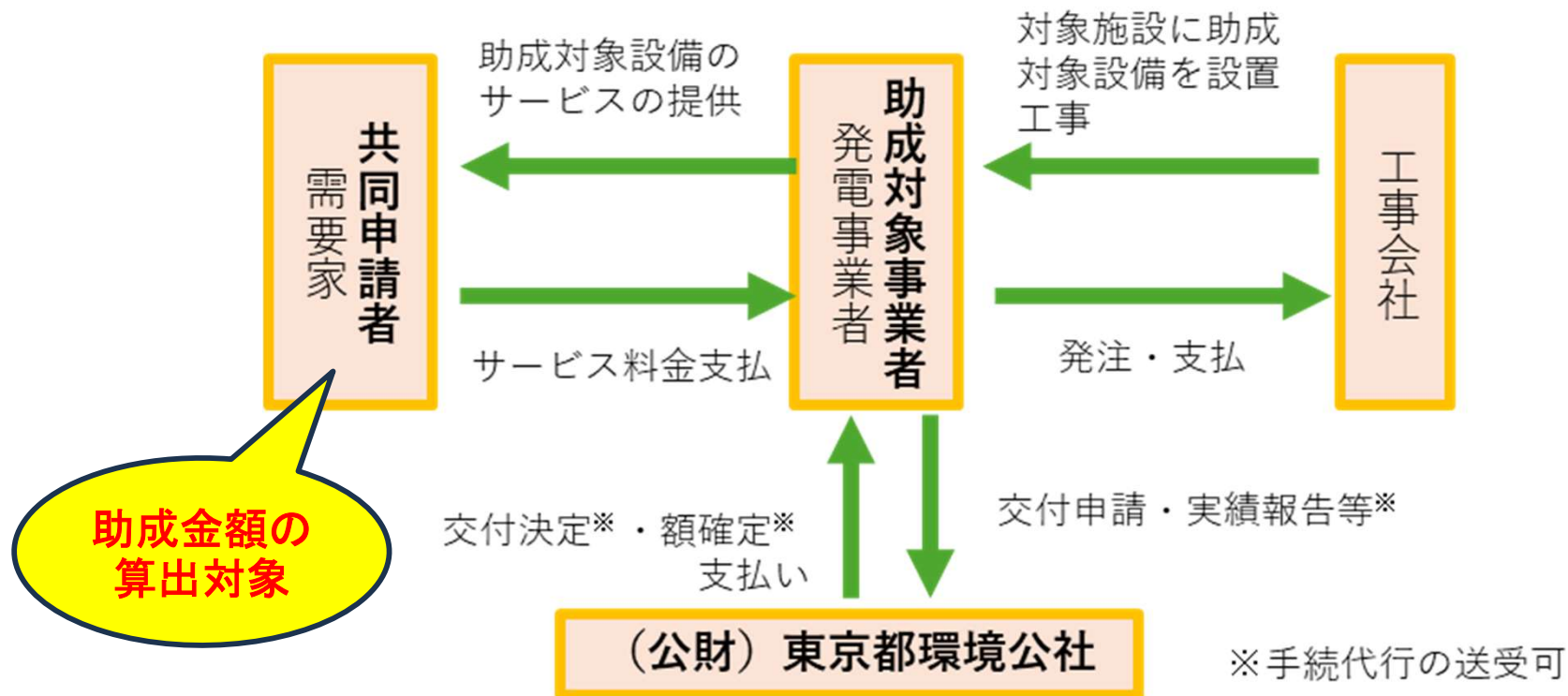




2-2. 助成対象事業者

◎都内設置・地域活性化

(3)「PPA事業(発電事業者所有・請求)」

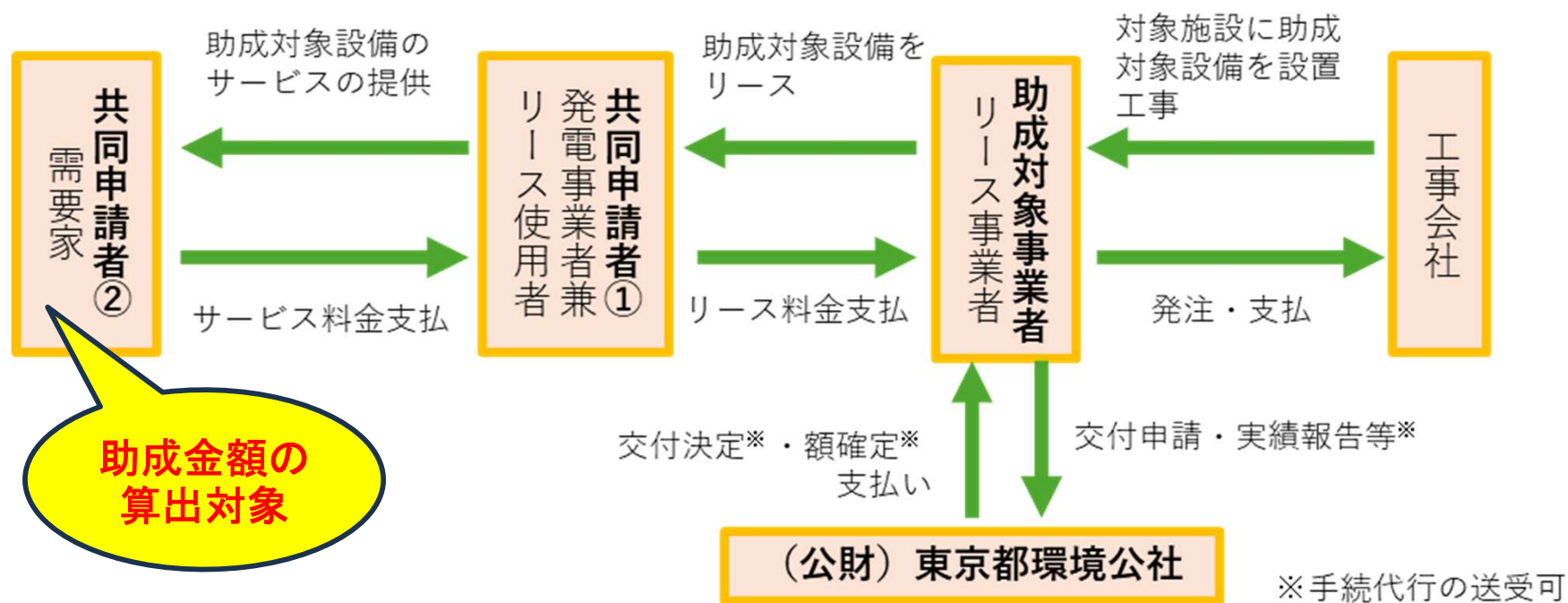




2-2. 助成対象事業者

◎都内設置・地域活性化

(4)「PPA事業(リース事業者所有)」

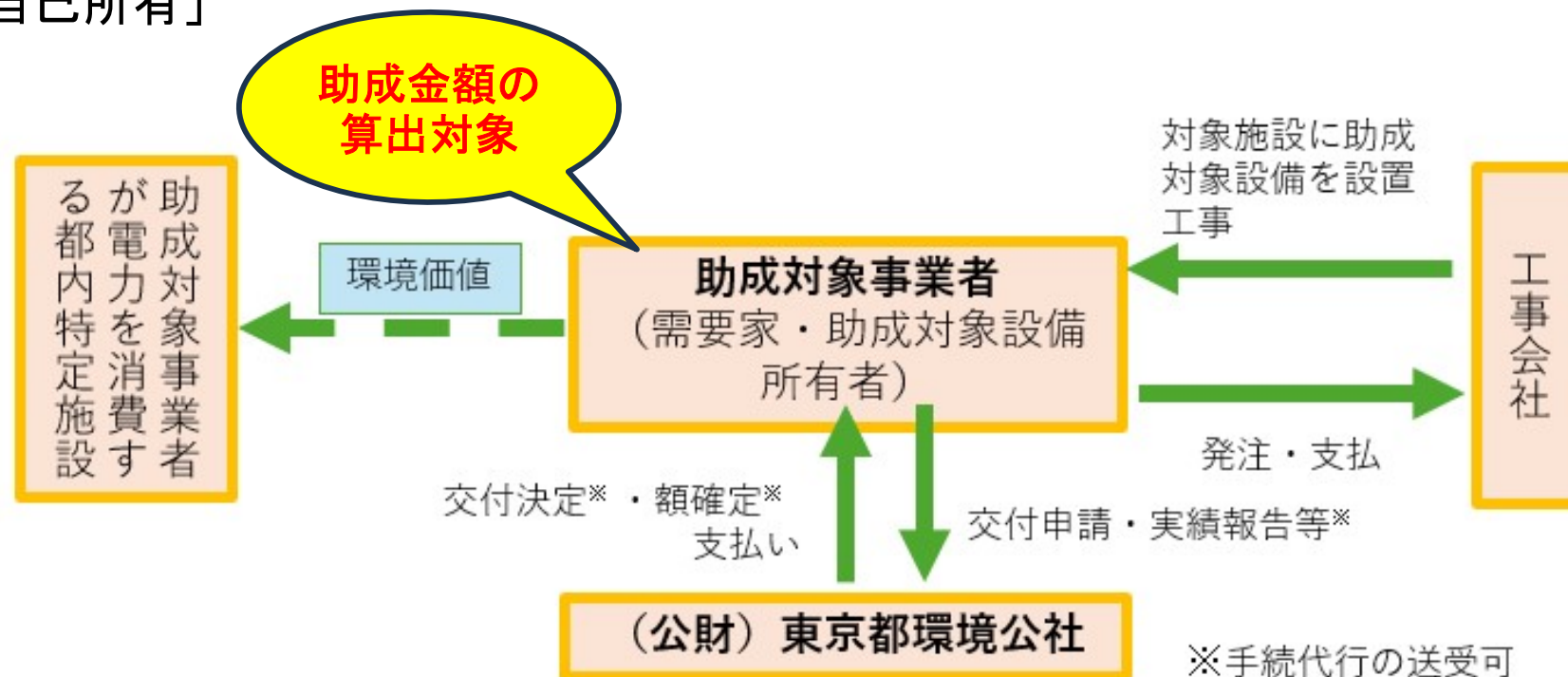




2-2. 助成対象事業者

◎都外設置

(1)「自己所有」

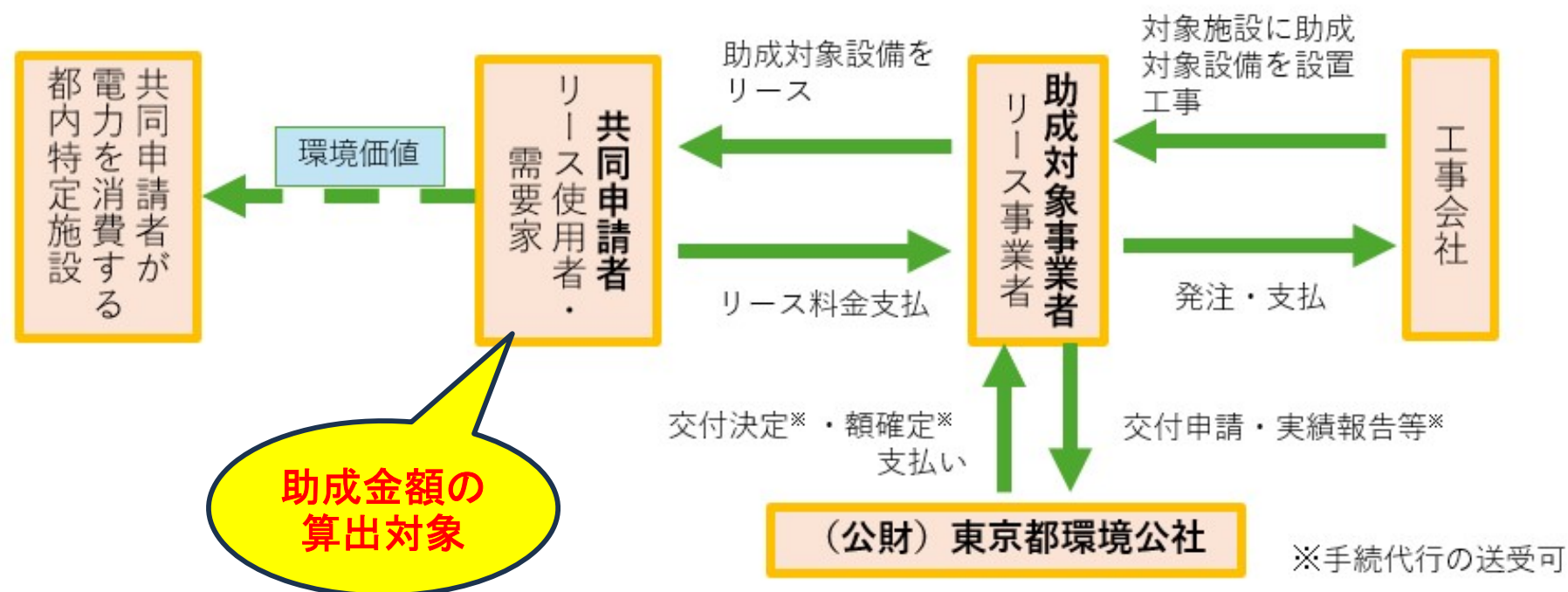




2-2. 助成対象事業者

◎都外設置

(2)「リース事業者所有」

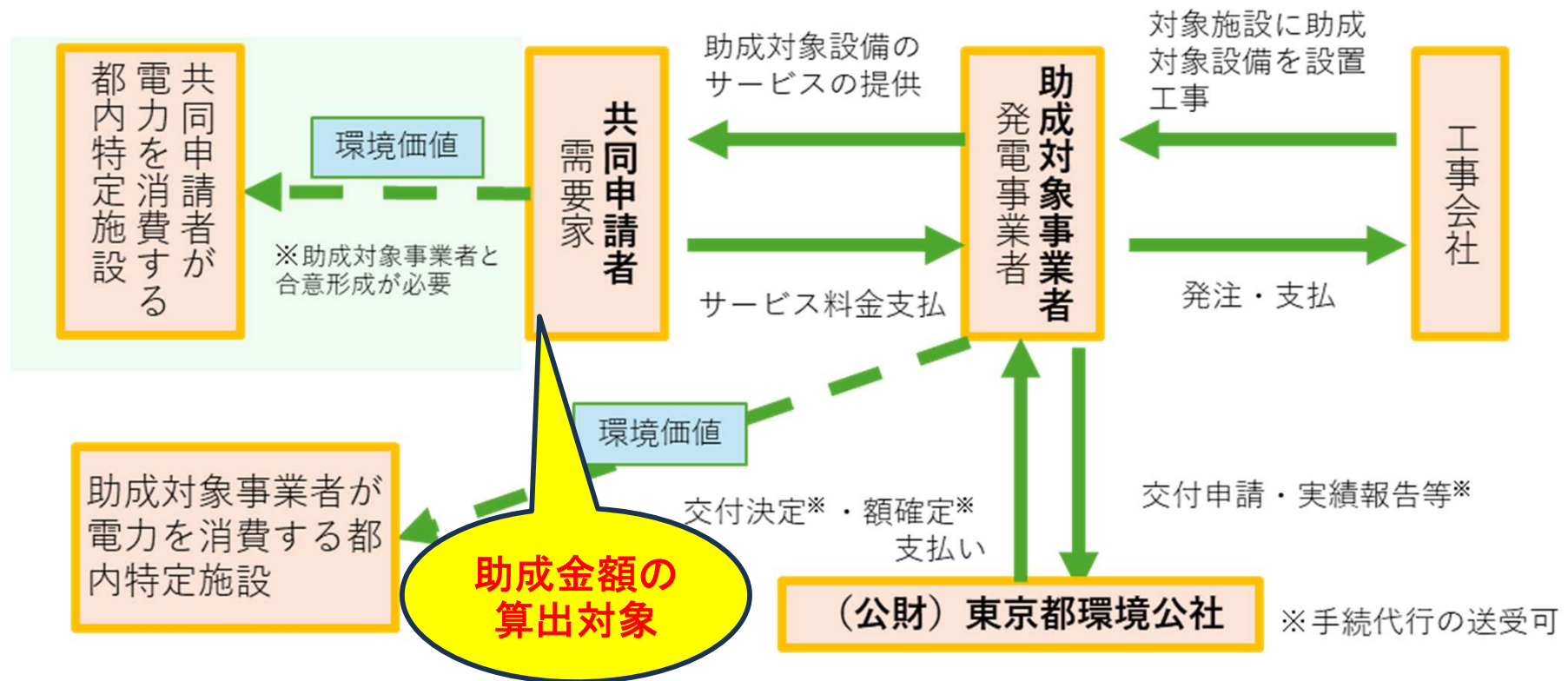




2-2. 助成対象事業者

◎都外設置

(3)「PPA事業(発電事業者所有・請求)」



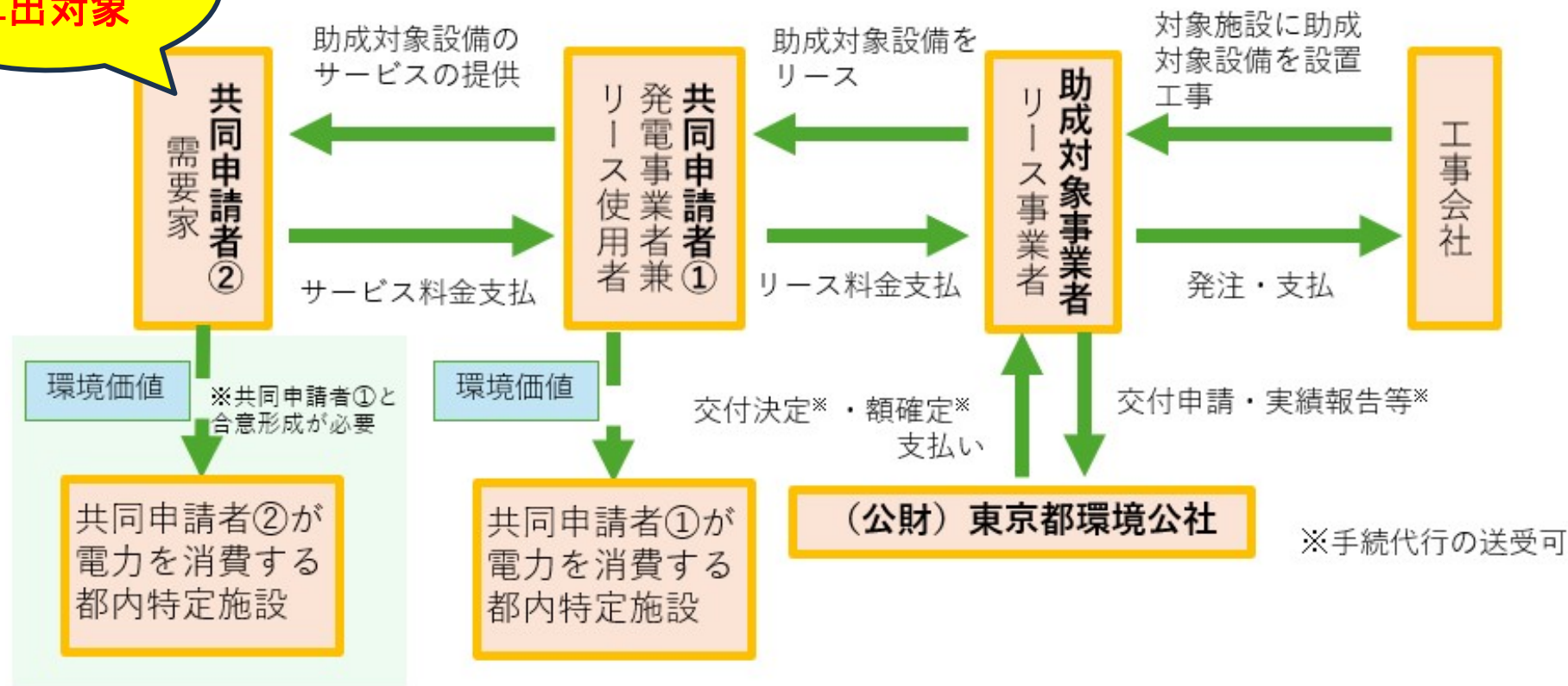


2-2. 助成対象事業者

◎都外設置

(4)「PPA事業(リース事業者所有)」

助成金額の
算出対象





2-2. 助成対象事業者

リース契約とは？

契約の名称にかかわらず、本助成金の交付対象となる設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。

ア 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができること

イ 借主が本助成金の利益を受けられるよう、使用料金から助成金相当分が減額されていること。ただし、当事者間で合意の場合、この限りでない。



2ー3. 助成対象設備

【太陽光発電】

太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定めるJETPVM認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること(認証の有効期限内の製品に限る。)



2-3. 助成対象設備

【蓄電池の要件一都内・都外設置】

- ① 地産地消型再生可能エネルギー発電設備と併せて設置すること。
- ② 電力系統からの電気より再生可能エネルギー発電設備が電気を優先的に蓄電すること。
- ③ 定置用であること。
- ④ 類焼に関する安全設計について、耐類焼性を有していることの証明書等（JIS C 8715-2、IEC62619 等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書（モジュール以上））の提出が可能なものであること。

※ リユース品の場合は、JET リユース電池認証などの第三者機関による証明書などにより当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明できること。

※ 定格容量が20kWh未満の蓄電池は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）で事前に登録されていることが確認できる書類の提出でも可能。



2-3. 助成対象設備

【蓄電池の要件－単独設置】

- ① 定置用であること
- ② 地産地消型再生可能エネルギー発電設備が既に設置されている施設に導入する場合は、電力系統からの電気より再生可能エネルギー発電設備から電気を優先的に蓄電すること。
- ③ 類焼に関する安全設計について、耐類焼性を有していることの証明書等（JIS C 8715-2、IEC62619 等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書（モジュール以上））の提出が可能なものであること。

※ リユース品の場合は、JET リユース電池認証などの第三者機関による証明書などにより当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明できること。

※ 定格容量が20kWh未満の蓄電池は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）で事前に登録されていることが確認できる書類の提出でも可能。



2-3. 助成対象設備

【蓄電池設備を導入する場合】

「再生可能エネルギー発電設備の発電容量」 × 「5時間」 までを助成対象の蓄電池容量とします。

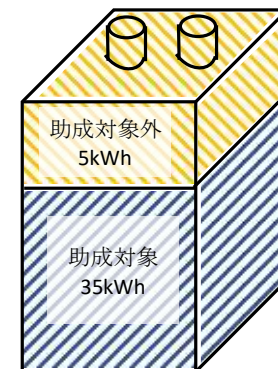
※再生可能エネルギー発電設備からの電気を優先的に蓄電したうえで、不足分を系統電力から蓄電することができます。

(例) 太陽光発電システム出力7kW、蓄電池:40kWhの場合

蓄電池の助成対象経費となる蓄電容量は最大35kWh(7kW × 5時間)となり、35kWhを超える部分は助成対象外となります。



太陽光発電システム
出力7kW



蓄電池助成容量35kWh
助成対象外容量5kWh



2-4. 助成対象経費他

【助成対象経費】

助成金の交付対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものであり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

※ 助成対象事業を行うために**直接必要**であり、且つ、**最低限必要とする経費**を対象とします。



2-4. 助成対象経費他

【設計費（都内）】

助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費

	助成対象経費	種別	助成対象外経費	種別
設計費	設計費(基本設計、実施設計)	共通	電力会社との協議等に係る費用	共通
	事前調査費	共通	補助金、助成金の申請費用	共通
	掘削調査費	地熱	建築確認申請費用	共通
	熱応答試験費(サーマルレスポンステスト)	地中熱		



2-4. 助成対象経費他

【設備費（都内）】

助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）

設備費	助成対象経費	種別	助成対象外経費	種別
	再エネ発電設備	共通	蓄電池（可搬式のもの）	共通
	蓄電池(発電設備により充電するもの)	共通	売電買電用電力量計	共通
			日射計、気温計、避雷針	共通
	ダウントランス	共通	オープンループ型(地中熱)	熱利用
	地絡過電圧継電器（OVGR）	共通	空調機	熱利用
	逆電力継電器（RPR）	共通	ファンコイルユニット	熱利用
	接続箱	共通	HEMS、BEMS等助成対象機器以外を計測できる機器	共通
	計測装置、モニター、データ表示システム	共通		
	配線ケーブル、配管等の材料費	共通		
	架台（ソーラーカーポートを含む。）	太陽光		
	クローズドループ型（地中熱）	熱利用		
	オプティマイザー、マイクロインバーター、追尾式架台等の高効率化に資する機器	共通		
	特定負荷分電盤等発災時利用設備	共通		



2-4. 助成対象経費他

【工事費（都内）】

助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費

工事費	助成対象経費	種別	助成対象外経費	種別
	機械基礎工事費	共通	機械基礎以外の工事費（土地造成、整地、地盤改良、フェンス等（野立て設置におけるフェンスを除く。））	共通
	法令で義務付けられている工事費	共通		
	機械設置に必要な足場の仮設費	共通	建屋工事費（ソーラーカーポートを除く。）	共通
	防水、補強、塗装工事費(設備設置後の実施が不可能な場合) 必要最低限・一部分 ※詳細はQ.205参照	共通	既存構築物の撤去、移設、処分に係る費用	共通
			植栽及び駐車場等の外構工事費	共通
			仮設電源工事費(電源車、発電機等)	共通
	諸経費、一般管理費、共通仮設費 法定福利費	共通		
	試運転調整費、機械損料、養生費	共通		
	配線ケーブル、配管等の材料費	共通		
	主任技術者立会費	共通		
	産廃処分費（製品梱包材などの工事端材）	共通		
	道路融雪用に係る工事費	地熱利用、 地中熱利用		
	安全対策費	共通		
	使用前自己確認試験費用	共通		



2-4. 助成対象経費他

【設計費（都外）】

助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費

	助成対象経費	種別	助成対象外経費	種別
設計費	設計費(基本設計、実施設計)	共通	電力会社との協議等に 係る費用	共通
	事前調査費	共通	補助金、助成金の申請 費用	共通
			再エネ電力証書の発行 等に係る費用	共通
			建築確認申請費用	共通



2-4. 助成対象経費他

【設備費（都外）】

助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）

設備費	助成対象経費	種別	助成対象外経費	種別
	再エネ発電設備	共通	蓄電池（可搬式のもの）	共通
	蓄電池（発電設備により充電するもの）	共通	売電買電用電力量計	共通
			日射計、気温計、避雷針	共通
	ダウントランス	共通	空調機	共通
	地絡過電圧継電器（OVGR）	共通	HEMS、BEMS等助成対象機器以外を計測できる機器	共通
	逆電力継電器（RPR）	共通		
	接続箱	共通		
	計測装置、モニター、データ表示システム	共通		
	配線ケーブル、配管等の材料費	共通		
	架台（ソーラーカーポートを含む。）	太陽光		
	検定済計量器（環境価値計測用）	共通		
	オプティマイザー、マイクロインバーター、追尾式架台等の高効率化に資する機器	共通		
	特定負荷分電盤等発災時利用設備	共通		



2-4. 助成対象経費他

【工事費（都外）】

助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費

工事費	助成対象経費	種別	助成対象外経費	種別
	機械基礎工事費	共通	機械基礎以外の工事費（土地造成、整地、地盤改良、フェンス等（野立て設置におけるフェンスを除く。））	共通
	法令で義務付けられている工事費	共通		
	機械設置に必要な足場の仮設費	共通	建屋工事費（ソーラーカーポートを除く。）	共通
	防水、補強、塗装工事費（設備設置後の実施が不可能な場合）必要最低限・一部分 ※詳細はQ.205参照	共通	既存構築物の撤去、移設、処分に係る費用	共通
			植栽及び駐車場等の外構工事費	共通
			仮設電源工事費（電源車、発電機等）	共通
	諸経費、一般管理費、共通仮設費 法定福利費	共通		
	試運転調整費、機械損料、養生費	共通		
	配線ケーブル、配管等の材料費	共通		
	主任技術者立会費	共通		
	産廃処分費（製品梱包材などの工事端材）	共通		
	安全対策費	共通		
	使用前自己確認試験費用	共通		



2-4. 助成対象経費他

【その他（都内・都外）】

その他の**助成対象外**経費です。

	助成対象経費	種別	助成対象外経費	種別
その他			消費税	共通
			各種保険・保証料（設備の延長保証を含む。）	共通
			FIT、FIP認定による売電を行うシステム	共通
			通信費（SIMカード利用料を含む。）	共通



2-4. 助成対象経費他

次の場合は、助成対象外とします。

- ① 公社が**交付決定をした日の前に契約締結**したものに
係る経費
- ② 設計費、設備費及び工事費に係る**消費税相当額**
- ③ **金融機関に対する振込手数料**

※ただし、振込手数料を取引先が負担し、取引価格に含まれている場合は
助成対象経費として計上することができます。



2-4. 助成対象経費他

- ④ 過剰であるとみなされるもの、予備若しくは将来用のもの
(ただし、ヒューズ類や分電盤等の将来用スペースは除く)
又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費。

※分電盤等に将来用の配線用遮断器を実装することは認められません。

- ⑤ 本事業以外で都の資金を原資とした助成金を受領した
若しくは今後受領する予定のある経費。

※都若しくは公社、又は区市町村が実施する都の資金を原資とした助成で
本事業の助成対象経費が重複するものは、併給できません。



2-4. 助成対象経費他



注意

- ※ 助成対象経費の中に本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者の**自社製品の調達**がある場合は、**利益等排除を行った経費**が助成対象経費となります。自社調達の場合は、原価をもって助成対象として利益排除を行います。
- ※ リース使用者が本助成金の利益を受けられるようにリース契約においては、使用料金から助成金相当分を減額してください。なお、リース事業者とリース使用者の間で、減額が不要であることが合意されていれば、減額は不要です。
- ※ 本助成金額に**千円未満の端数**が生じたときは、これを**切り捨てる**ものとします。



2-4. 助成対象経費他

【契約等】

(1) 助成事業者は、助成事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴取又はその他の方法により、競争に付さなければならないこととし、**最安の見積書を提示した業者と契約を締結**するものとします。

交付申請時には、競争による見積を聴取した根拠として、**2社以上の見積を提出**する必要があります。

ただし、当該助成金の運用上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合は、この限りではありません。

なお、競争に付さない場合は、発注先の選定理由を記載した書類を提出してください。発注先の選定理由が妥当であるかを公社にて審査します。



2-4. 助成対象経費他

(2) 助成対象外部分の工事等に関する発注・契約が生じ、助成対象部分と一括で契約する場合は、それぞれの**実施内容及び金額等が明確に確認できる**ようにしてください(助成対象経費に関する発注・契約及び支払い等が明確に判別できない場合、助成金のお支払いができないことがあります。)



2-5. 助成率・助成上限額

【助成対象事業者の区分】

助成対象事業者の種別	
①	中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の要件を満たす民間企業(次頁参照)
②	個人事業主
③	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
④	国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
⑤	一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
⑥	医療法(昭和23年法律第205号)第39条に規定する医療法人
⑦	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人
⑧	事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
⑨	法律により直接設立された法人
⑩	上記①から⑨までに準ずる者として公社が適当と認める者
⑪	①から⑩以外の民間事業者



2-5. 助成率・助成上限額

◎都内・都外設置

【太陽光発電設備を導入する場合（本事業のみで申請する場合）】

種別	本事業単独で受給する場合
①～⑩の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・助成金額＝助成対象経費×2/3（助成率） ・助成金額＝太陽発電システムの発電出力（kW）×20万円/kW
⑪の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・助成金額＝助成対象経費×1/2（助成率） ・助成金額＝太陽発電システムの発電出力（kW）×15万円/kW



2-5. 助成率・助成上限額

◎都内に地域活性化につながる再エネ設備の設置

【太陽光発電設備を導入する場合（本事業のみで申請する場合）】

種別	本事業単独で受給する場合
①～⑩の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・助成金額＝助成対象経費 × $\frac{3}{4}$ （助成率） ・助成金額＝太陽発電システムの発電出力（kW） × 22万円/kW
⑪の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・助成金額＝助成対象経費 × $\frac{2}{3}$ （助成率） ・助成金額＝太陽発電システムの発電出力（kW） × 20万円/kW



2-5. 助成率・助成上限額

【例 都内に太陽光発電設備を設置し国等の補助金等を併用して申請する場合】

種別	国等の補助金等を併用して申請する場合
①～⑩の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・助成金額＝{助成対象経費－国等の補助金額(本助成対象分)}×2/3 ・助成金額＝太陽光発電システムの発電出力(kW)×20万円/kW×【{助成対象経費－国等の補助金額(本助成対象分)}÷助成対象経費】
⑪の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・助成金額＝{助成対象経費－国等の補助金額(本助成対象分)}×1/2 ・助成金額＝太陽光発電システムの発電出力(kW)×15万円/kW×【{助成対象経費－国等の補助金額(本助成対象分)}÷助成対象経費】



2-5. 助成率・助成上限額

【都内に太陽光発電設備を導入する場合
(国等の補助金等を併用して申請する場合)の計算例】

(例)①～⑩の事業者の場合

※ 箇所は事業者の種別によって変動します。

- ・助成対象経費: 9,000,000円
- ・国等の補助金額(本助成対象分): 3,000,000円
- ・太陽光発電システムの発電出力: 15kW

$$\textcircled{1} \quad \{ \text{助成対象経費} - \text{国等の補助金額(本助成対象分)} \} \times \frac{2}{3}$$

$$(9,000,000\text{円} - 3,000,000\text{円}) \times \frac{2}{3} = 4,000,000\text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad \text{太陽光発電システムの発電出力(kW)} \times \frac{20}{100}\text{万円/kW}$$

$$\times \left[\{ \text{助成対象経費} - \text{国等の補助金額(本助成対象分)} \} \div \text{助成対象経費} \right]$$

$$15\text{kW} \times \frac{20}{100}\text{万円/kW} \times \{ (9,000,000\text{円} - 3,000,000\text{円}) \div 9,000,000\text{円} \}$$

$$= 2,000,000\text{円}$$

① > ②となるため、②の2,000,000円が助成対象となる。



2-5. 助成率・助成上限額

◎蓄電池設置

【蓄電池設備を導入する場合（本事業のみで申請する場合）】

種別	本事業のみで申請する場合
①～⑩の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・助成金額＝助成対象経費×3/4（助成率） ・助成金額＝助成対象となる蓄電池定格容量(kWh) ×15万円/kWh
⑪の事業者	以下のいずれか小さい額を決定 ・助成金額＝助成対象経費×2/3（助成率） ・助成金額＝助成対象となる蓄電池定格容量(kWh) ×13万円/kWh



2-5. 助成率・助成上限額

◎蓄電池設置

【蓄電池設備を導入する場合(国等の補助金等を併用して申請する場合)】

種別	国等の補助金等を併用して申請する場合
①～⑩の事業者	以下のいずれか小さい額で決定 ・助成金額＝{助成対象経費－国等の補助金額(本助成対象分)} × 3/4(助成率) ・助成金額＝助成対象となる蓄電池定格容量(kWh) × 15万円/kWh ×【{助成対象経費－国等の補助金額(本助成対象分)} ÷ 助成対象経費】
⑪の事業者	以下のいずれか小さい額を決定 ・助成金額＝{助成対象経費－国等の補助金額(本助成対象分)} × 2/3(助成率) ・助成金額＝助成対象となる蓄電池定格容量(kWh) × 13万円/kWh ×【{助成対象経費－国等の補助金額(本助成対象分)} ÷ 助成対象経費】



2-5. 助成率・助成上限額

【助成事業者の区分ごとの助成率・助成上限額の補足】

一構内において複数建物があり、複数建物まとめて1つの需給契約を締結している場合であって、再生可能エネルギー発電等設備の設置に係る契約を建物ごとに締結している場合等については、1契約ごとに1事業として扱います。

(例) 都内へ再エネ発電設備を設置する場合

2つの建物まとめて1つの需給契約を締結している場合であって、太陽光発電設備を施工する契約を建物ごとに2施工契約結ぶ場合、2事業として扱います。この場合の助成金の上限額は施工契約ごとに2億円となります。

ただし、同一建物に同一の再生可能エネルギー発電等設備する場合においては、施工契約を分けて設置しても上限額は2億円となります。



3-1. 申請の方法

【令和7年度交付申請期間】

令和8年3月31日(火)17時まで

- (1) 交付申請期間を過ぎた後に到着した申請書は、受理できませんのでご注意ください。
- (2) 受理前に申請内容を公社が確認し、必要事項が適切に記載されていない、又は添付書類に漏れがある場合は、公社が求めた修正を行わないときは受理できないので、ご注意ください。
- (3) 交付申請手続きについては、十分に時間の余裕をもって当たっていただくようお願いいたします。
- (4) 上記期間に受理された交付申請書は、受理ができた順に審査を行います。
- (5) 受理した申請の交付額の合計が、公社の予算の範囲を超えた日の17時（以下「予算超過日」という。）をもって申請の受理を停止します。
- (6) 予算超過日に申請書類を受理した場合は、予算超過日の前日における予算残額を、交付を決定前の契約について予算超過 日に受理した申請件数で割った金額（千円未満の端数切捨て）を予算超過日到着1件当たりの上限額とします。



3-1. 申請の方法

【令和7年度申請分の実績報告提出期限】

- 提出期限⇒助成対象事業が完了した日から起算して
30日以内かつ下記の日付までに提出すること
- 太陽光発電・太陽熱利用・蓄電池単独設置
令和8年11月30日(月)17時まで
- 上記以外
令和9年11月30日(火)17時まで

※期限を過ぎた場合は取り扱うことができません。



3-1. 申請の方法

・助成対象事業の完了日

設置工事及び設備の試運転が完了し、助成対象設備が再エネ電気等を供給できる状況又は助成事業者における支出義務額（助成対象経費全額）を支出完了（精算を含む）した日のいずれか遅い日とします。

・代金支払方法

助成事業者から工事請負業者等への代金支払方法は、原則、検収翌月末までに現金払い（金融機関による振込）で行ってください。**クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認めません。**



3-1. 申請の方法

【電子申請】

本事業につきましては、原則電子申請システムからの申請となります。

電子申請システムの入力および必要書類を添付のうえ、ご申請いただきますようお願いいたします。

リーフレット
準備中
電子申請

[メールアドレス登録フォームはこちら](#)

※電子申請については上記よりメールアドレス登録後、申請を開始してください。
 ※R6年度申請分でメールアドレス登録が必要な方は、変更の届出等をご提出後必要な手続きをお知らせします。



クール・ネット東京
東京都地球温暖化防止活動推進センター

R7地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業助成金 交付申請フォーム

1 登録確認 2 申請情報① 3 申請情報② 4 共同申請者 5 手続代行者 6 導入施設
 7 助成金算出 8 設備 9 助成金申請 10 添付資料 11 誓約書

1. 登録メールアドレス確認を行ってください。

登録メールアドレス確認 必ず 登録メールアドレス確認欄

検索

【操作】
 ・メールアドレス登録フォームで登録したメールアドレスを「登録メールアドレス確認」に入力してください。
 ・「登録メールアドレス確認欄」にメールアドレスが表示された場合、申請が可能となります。

【注意】
 ・メールアドレス登録フォームに登録したメールアドレスと一致しない場合、ここより先の申請は行えません。

※各事業のHPよりごをお願いいたします。



3-1. 申請の方法

【申請フロー】

(1) 申請前～交付決定

- ① 複数見積書の徴収: 複数の業者から見積書を集めます。
- ② **交付申請**: 必要な書類を揃えて助成金の申請を行います。
- ③ 交付決定: 助成金の交付が決定されます。
※交付決定日より前の工事請負契約は助成対象経費となりません。
- ④ 工事契約&着工: 工事を開始します。
- ⑤ 実績報告の提出: 助成対象事業の完了から**30日以内**に実績報告を提出します。
- ⑥ 助成金支払い: 実績報告の審査後に助成額を確定、助成金の支払い。



3-1. 申請の方法

【申請フロー】

都内に営農型太陽光発電を設置する場合

- ① **農地転用許可の申請**: 一時転用許可を申請したことが確認できる書類
- ② 複数見積書の徴収: 複数の業者から見積書を集めます。
- ③ **交付申請**: 必要な書類を揃えて助成金の申請を行います。
- ④ 交付決定: 助成金の交付が決定されます。
※交付決定日より前の工事請負契約は助成対象経費となりません。
- ⑤ 工事契約 & 着工: 工事を開始します。
- ⑥ 実績報告の提出: 助成対象事業の完了から**30日以内**に実績報告を提出します。
- ⑦ 助成金支払い: 実績報告の審査後に助成額を確定、助成金の支払い。



3-1. 申請の方法

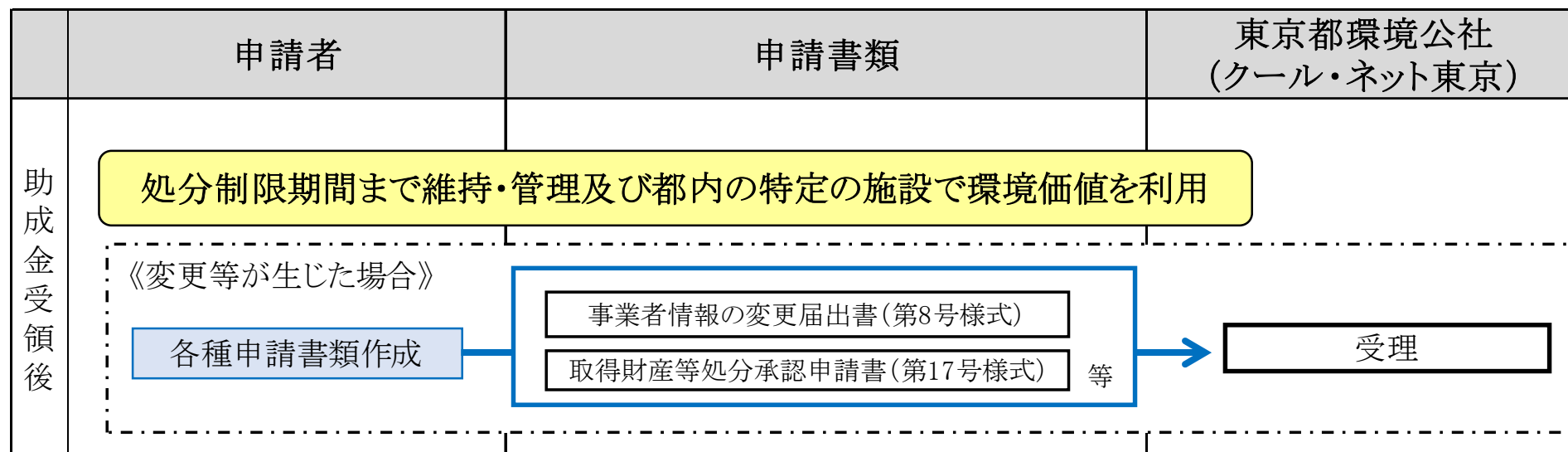
(4) 助成金受領後(都内)

	(参考) 農地転用許可の手続き ※営農型太陽光発電設備を設置する場合	申請者	申請書類	東京都環境公社 (クール・ネット東京)
助成金受領後	営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取り扱いに関するガイドラインを遵守	処分制限期間まで維持・管理	《変更等が生じた場合》 各種申請書類作成 事業者情報の変更届出書(第8号様式) 取得財産等処分承認申請書(第17号様式) 等	受理



3-1. 申請の方法

(4) 助成金受領後(都外)





3-2. 申請に関する補足

【手続代行者】

助成対象事業者は、本助成金の交付申請等に係る手続の代行を、第三者に対し依頼することができます。手続代行者、申請者とも次に記す内容を理解したうえで手続きを行ってください。

(1) **助成対象事業者から依頼を受け**、当該申請に係る手続の代行を行う者（以下「手続代行者」という。）は、**本手引き2.2(2)に該当し、同手引き2.2(3)に該当しないもの**でなければなりません。

(2) 手続代行者は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る**全ての要件を理解**し、助成対象事業者との連携を図り、事業が円滑に推進できるようにしてください。

(3) 公社は原則として、申請書類等についての助成対象事業者への質問や修正依頼を手続代行者に連絡しますので、**手続代行者が窓口**となって対応してください。

(4) 交付決定通知書、助成金額確定通知書等公社からの通知文の送付は、助成対象事業者に対して行います。ただし、**助成対象事業者が手続代行者に対する通知文の送付を求めた場合、手続代行者へ送付します**。手続代行者は通知文が手元に到着したら、速やかに助成対象事業者に共有してください。

※公社は必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱並びに本手引の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんので、ご注意ください。



3-2. 申請に関する補足

【申請単位】

再生可能エネルギー発電等設備の申請単位は、次の①～③となります。

①地産地消型再生可能エネルギー発電等設備を設置する場合においては、**電気事業者との1需給契約に対し、一つの申請単位**とします。

※一構内複数の建屋ごとに再生可能エネルギー設置に係る契約を結ぶ場合は**1契約1事業**とします。ただし、導入する再生可能エネルギーの発電容量は需要先での消費電力量の範囲内であること。

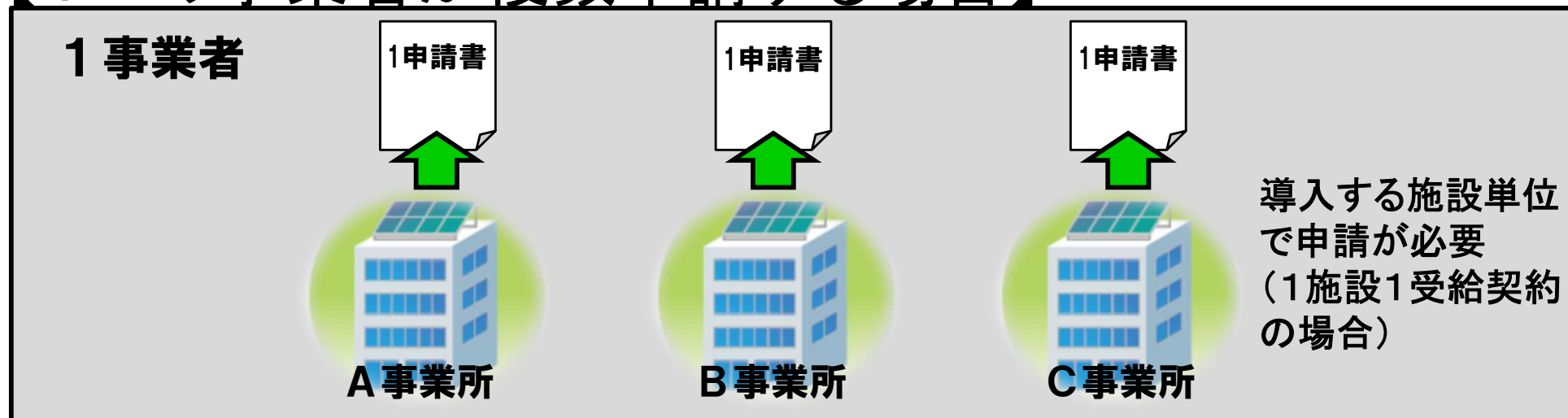
②再生可能エネルギー熱利用設備を設置する場合においては、**熱利用区域ごとの単位**とします。

③**同一の施設**において地産地消型再生可能エネルギー**発電等設備**と再生可能エネルギー**熱利用設備**を同時に設置する場合は、**それぞれが1つの申請単位**となりますので、申請書類を分け、2事業の申請としてください。



3-2. 申請に関する補足

【1つの事業者が複数申請する場合】



【1つの施設で再生可能エネルギーによる発電と熱利用を行う場合】





3-2. 申請に関する補足

【交付の条件】

省エネルギー診断を受診すること

助成事業者(2者以上いる共同申請の場合は、需要家等を含む。)は、公社が実施している省エネルギー診断を実績報告書提出までに受診してください。ただし、省エネルギー診断の対象でない事業者や、省エネルギー診断受付終了等の理由で受診できない事業者は「省エネルギー推進体制図」を提出してください。

※省エネルギー診断の対象は、**前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満**の事業所になります。

※交付申請時点から過去3年以内に上記省エネルギー診断を受診している場合は、省エネルギー診断を受診することができません。その場合は、**報告書の表紙の写しを提出**してください。過去の省エネルギー診断報告書を紛失等している場合は、省エネルギー診断の担当者へご連絡ください。

※省エネルギー診断を受診したが、実績報告書提出締切までに省エネルギー診断報告書を提出できない場合は、実績報告書提出前に公社へ相談してください。



3-2. 申請に関する補足

【助成金額の確定】

- ・交付決定通知書に記載した交付決定額(変更された場合にあつては、変更された後の額)と、助成金の実績報告額の**いずれか低いほう**とします。

- ・本助成金の額を確定した後、助成事業者に本助成金を支払うものとします。

※本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

※申請どおりの設備が設置されていない場合は、助成金の支払いは行いません。

※助成金の額が確定した後であっても、「3.9交付決定の取消し」の要件に該当した場合は、助成金の交付決定が取り消されることがあります。



4. 審査について

【審査の流れ】

審査は、書類による要件及び事業内容等を次の手順で実施します。

①「2.1 助成対象事業」、「2.2 助成対象事業者」、「2.3 助成対象設備」及び「2.4 助成対象経費」に**必要な書類が揃っているかを確認**します。

②助成金交付申請書類等の提出された書類の内容が、**本助成金制度に適合しているか**を審査します。

③審査期間中に設計変更や公社からの不備指摘等により、交付申請額の増額が見込まれる場合、同一申請での**交付申請額の増額は認められません**。交付申請額の増額を希望される場合は、再申請による出えん金の予算超過や工事の遅延を考慮した上で、申請を取下げ、再申請してください。



4. 審査について

※注意事項

- ・審査の過程で、現地確認・調査及び面接（ヒアリング）を行う場合がありますので、その際は、ご協力をお願いいたします。
- ・審査結果については、交付の可否を書面等で通知します。
- ・審査料等は徴収しませんが、申請書類作成等に係る経費は、助成対象事業者にて負担してください。
- ・助成対象事業者の都合で辞退する場合は、次回以降の**応募を制限**することがあります。
- ・公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、**審査対象から除外**させていただきます。



4. 審査について

【審査基準】

助成対象事業ごとに、次の要件をひとつでも満たさない場合は、交付決定することができません。

- ①助成事業の内容が、実施要綱及び交付要綱の要件を満たしていること。
- ②助成対象事業者及び助成対象事業の内容が、以下の「審査項目表」に記載する要件を満たしていること。

(審査項目表)

審査項目	小項目	評価基準
1. 助成対象事業者	(1) 助成対象者の要件	実施要綱及び交付要綱の要件に該当する者であること
2. 助成対象設備	(2) 助成対象設備の要件	助成対象設備の規模・能力が要件を満たしていること
	(3) 発電電力量又は熱量の計算根拠	設置する設備の規模が、適切な負荷想定などにより合理的に決められていること(計算根拠の妥当の可否等)
3. 助成対象経費	(4) 価格の妥当性	助成対象経費の価格が妥当であり、助成対象外経費が含まれていないこと



4. 審査について

※注意事項 1

次の場合は交付決定されませんので、十分注意してください。

- ・事業実施場所における地元調整や許認可の取得がされていない場合又は見込みが示されていない場合
- ・事業に必要な機器・システム類の仕様が定まっていない場合
(例：計画が明示されていない、容量計算されていない等)
- ・建設業法等各種法律を遵守できていない場合

※例 建設業許可が必要な規模の金額において、建設業許可を有さない業者からの見積は認められません。



4. 審査について

※注意事項 2

- ・その他事業計画に不明確や不確定な要素が盛り込まれている場合
- ・設置する設備（バイオマス燃料及び原料等を含む）の性能が実証されていない場合（技術が開発段階である場合、又は実証試験中の場合等）
- ・事業に供する原料の確保（原料の入手先、量、価格調整等に関する一切）がされていない場合

※不備書類訂正や追加資料等の提出通告期限

通告日の翌日から起算して30日以内)を超過した場合は、申請を撤回したものとみなしますので、十分注意してください。



5 昨年度事業との変更点

	R7	R6
助成対象事業	地域活性化につながる再エネ設備	
助成率	【都内】 再エネ熱 中小企業： 3/4以内 その他： 2/3以内 【地域活性化】 再エネ設備 中小企業 3/4以内 その他 2/3以内	【都内】 再エネ熱 中小企業等： 2/3以内 その他： 1/2以内
申請件数の上限	上限なし	1事業者10件 (共同申請も含む。) ※都内設置・蓄電池単独設置と都外設置は別カウント
実績報告提出期限	太陽光発電、太陽熱利用、蓄電池単独設置 交付申請をした翌年度11月30日17時まで (必着) 上記以外の設備 令和9年11月30日17時まで(必着)	令和7年11月28日17時まで(必着)



令和7年度 地産地消型再エネ・蓄エネ設備導入促進事業

6. その他の事業のご紹介

令和7年度版

事業者向け

再エネ電源都外調達事業(都外PPA)

都外に再生可能エネルギー発電設備を設置し、その再エネ電気等の利用に取組む都内需要家に対し、当該設備の導入に係る経費の一部を助成します。ぜひご利用ください。

事業概要

- 事業期間
令和6年度から令和12年度まで(助成金の申請は令和8年度まで)
- 助成対象事業者
民間事業者(民間企業、学校法人、公益財団法人、医療法人、社会福祉法人等)
- 助成率・助成上限額

種別	都内施設に供給する種類ごとの助成率		対象設備の助成上限額	
	再エネ電気	環境価値	特別高圧以外	特別高圧
同時設置*	再エネ発電設備	2/3以内	1/2以内	
	蓄電池	2/3以内	3億円	6億円
単独設置	再エネ発電設備	1/2以内	2億円	5億円
	蓄電池	2/3以内		1億円

※蓄電池容量が再エネ発電容量×1倍率以上の場合に限る。
なお、蓄電池容量が再エネ発電容量×1倍率未満の場合は単独設置の助成率等を適用する。

助成対象設備

太陽光発電^{※1}
(出力5kW以上)

風力発電
(単機出力1kW以上)

小水力発電
(単機出力1～1000W以下)

地熱発電
(出力要件なし)

バイオマス発電
(出力10kW以上)

バイオマス燃料製造
メタン発酵、それ以外
(バイオマス発電と同等)

蓄電池^{※2}
(再エネ発電設備に
併設)

※1 オプティマイザー、マイクロインバーター等の高効率化に資する機器は対象となります。
※2 蓄電池は、リユース品により構成され、販売されている製品も対象となります。

事業スキーム例

助成要件

- ・再エネ発電設備設置地域への環境配慮及び関係構築等を行うこと。
- 【環境配慮要件】
助成対象設備の導入に当たって、資源エネルギー庁が策定する発電設備種別に応じた事業計画策定ガイドライン(最新版)を遵守するものであること。
- 【関係構築要件】
再エネ設置地域の自治体等との間で、助成対象設備に設けられた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、非常時における助成対象設備の活用に関する協定を原則締結すること。
(ただし、自治体が再エネ発電設備の設置を認めた場合において、協定の締結を求めない場合はこの限りでない)
※上記要件に加えて、再エネ設置地域の事業者等との関係構築に係る要件がございします。
- ・FIT制度又はFIP制度の認定を受けない設備であること。等
※上記以外にも助成要件がございしますので、詳細は交付要綱・手引きをご覧ください。

助成金申請の流れ

交付申請 → 受理前確認 → 受理 → 審査 → 交付決定 → 工事契約・施工 → 工事完了報告 → 実績報告 → 審査 → 助成金算定 → 助成金交付

※交付決定前の工事契約・施工はできません。
●は事業者が実施します。
○は社が実施します。

令和7年度交付申請期間 第1回申請期間 令和7年4月1日～令和7年9月30日17時必着
第2回申請期間 令和7年10月1日～令和8年3月31日17時必着
※同一事業者による申請上乗率は、各回6億円まで
ただし、予算額に達し次第終了(第1回申請期間中に予算額に達した場合は、第2回の申請受付は行いません)。

令和7年度申請の実績報告締切 令和12年11月29日17時必着

詳細HP <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/saleen-offsite2>

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)
〒163-0817 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル17階
URL <https://www.tokyo-co2down.jp/>

クール・ネット東京

R60
リサイクル率50%
リサイクル率50%
リサイクル率50%



7. お問い合わせについて

【お問い合わせ】

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称:クール・ネット東京)

事業支援チーム 再エネ導入推進担当

・お問い合わせフォームからお願いいたします。

HP最下部に掲載

<https://cnt-tokyo-co2down2.form.kintoneapp.com/public/chisan3-zokyo-inquiry>



8. 事前のお問い合わせ

質問1. 申請後の審査中に見積り有効期限が切れてしまった場合のどのような対応が必要となりますか？

回答1. 申請時に有効期限内であれば問題ございません。

質問2. 複数の見積書を徴収した際に採用とならなかった見積書についても、提出する書式（明細番号の附番や、備考欄での対象内外の明記など）の清書が必要となりますか？

回答2. 助成金申請の手引5.申請書類作成例③見積書の作成例をご参照ください。※不採用となった見積書の明細番号の記載は不要です。



8. 事前のお問い合わせ

質問3. 2025年12月に完成を予定している建物（現在建設中）について申請を検討しています。申請の期限はいつまでとなりますか？

回答3. 令和7年度の交付申請期間は令和8年3月31日（火曜）17:00時まで
※ただし、**公社が交付決定をした日の前に契約締結したもの**に係る経費については、**助成対象経費となりません**のでご注意ください。

実績報告提出期限は以下のとおりです。

助成対象事業が完了した日から起算して30日以内かつ下記の日付までに提出すること。

- ・太陽光発電・太陽熱利用・蓄電池単独設置

令和8年11月30日（月）17時まで

- ・上記以外

令和9年11月30日（火）17時まで



8. 事前のお問い合わせ

質問4. 来年度(令和8年4月以降)に設置予定のものを今年度に申請することは可能でしょうか？来年度にならないと申請できないでしょうか？

回答4. 質問3で回答した内容をご参照ください。

また、事業期間はR9年度まで(交付申請はR8年度まで)と決まっておりますが、助成額、要件等は年度によって変更となることもございます。

質問5. 対象機器と対象外機器の判断基準について教えてください。

回答5. 助成金申請の手引「2.4助成対象経費」(又は「6.2助成対象について」に記載されている一覧表)をご参照ください。

助成金申請の手引＜都内設置＞P20,P94

助成金申請の手引＜都外設置＞P19,P87

助成金申請の手引＜地域活性化＞P19,P86

助成金申請の手引＜蓄電池単独設置＞P9



8. 事前のお問い合わせ

質問6. カーポートは助成対象となりますか？

回答6. 対象です。回答5をご参照ください。

質問7. グリーン電力証書発行にあたり、設備認定費は助成対象となりますか？

回答7. 対象外です。回答5をご参照ください。



9. 事業説明会で寄せられたご質問と回答

本資料は、事業説明会（開催日：2025年5月13日）において参加者の皆様から寄せられたご質問と、それに対する当日の回答を一覧形式でまとめたものです。

今後のご参考としてください。なお、「助成金申請の手引き」に記載のある項目は、掲載を省略させていただきます。

質問1. 助成対象設備の蓄電池の要件で、耐熱焼性を有していることの証明書等を求めているが、これはリチウムイオン電池のみか？

回答1. はい、ご認識のとおりです。

質問2. 都外設置において、都外の子会社の発電設備をPPA事業者が設置し、子会社が発電した電気を使用する。この場合において、都内の資本関係にある親会社が、環境価値を利用する形で申請できるか。

回答2. 申請できません。都内で環境価値を利用できる事業者は、子会社又はPPA事業者です。



9. 事業説明会で寄せられたご質問と回答

質問3. 都外設置において、取得したグリーン電力証書は報告又は公表する必要があるのか。

回答3. 実績報告時には、設備認定を受けたことがわかる資料を提出してください。その後、必要に応じて東京都又は公社が調査する場合があります。取得したグリーン電力証書は、一般財団法人日本品質保証機構が公表している「表現等に関するグリーン電力証書所有者用ガイドライン」に基づき、公表等の対応をしてください。

質問4. 都外設置において、営農型太陽光発電設備を設置する場合、助成対象となるか。

回答4. 同一県内で農地と電力を消費する建物が連続した土地にある場合、助成対象となります。

なお、都外に営農型太陽光発電を設置し、その再エネ電気等を都内特定施設で利活用する場合は、再エネ電源都外調達事業（都外PPA）が活用できます。



9. 事業説明会で寄せられたご質問と回答

質問5. 交付決定額を減額したい場合はどのような対応をすればよいか。

回答5. 交付決定額を実績報告までに減額したい場合は、助成事業計画変更届出書(第7号様式)を提出してください。

質問6. 都外設置において、リース会社が環境価値を利用することはできるか。

回答6. 対象外です。需要家、又は発電事業者が利用してください。

質問7. 都外設置において、省エネルギー診断の受診先は都外事業所で受診すれば良いか。

回答7. 都内事業所で受診してください。



9. 事業説明会で寄せられたご質問と回答

質問8. テナントビルオーナー(以下、TBOとする。)が申請する場合、TBOが一括受電し、各テナントに供給し、電気代を請求している。各テナントの使用量も合算して申請可能か。

回答8. 申請可能です。

質問9. 建屋建築中で、令和7年度内に施工が完了する予定だが、申請可能か。

回答9. 申請可能です。
ただし、交付決定前に再生可能エネルギー利用設備に関する工事契約をしていた場合、助成対象外となりますのでご注意ください。



9. 事業説明会で寄せられたご質問と回答

質問10. 交付申請時に記載した実績報告書兼助成金交付請求書提出予定日が遅れそうである。実績報告の最終期限までに提出は間に合うが、何か書類の提出は必要か。

回答10. 不要です。

質問11. 助成事業者宛以外の宛名の見積書は認められるか。

回答11. 認められません。